

分類	No.	資料	ご確認事項	変更事項／補足説明事項	資料番号	完了
電気他	1	P.Ⅱ-8-1-3-1/E	溢水防護上の配慮が必要な高さが「EL33.1m以上」となっているが、ELが高いほど配慮が必要なのか説明すること。	溢水防護上の配慮が必要な高さは、機能喪失高さに対して裕度を加えた値で設定しております。このため、この高さ以上に設置するほど溢水防護の観点からは安全側となり、ELが高いほど配慮が必要となると言うことではありません。		完了
電気他	2	P.Ⅱ-8-1-3-1/E	(注3)に「蓄電池82個を架台8台に保管し」となっているが、「保管」とはどういう意味か説明すること。	注記3は十分な支持機能を確認した蓄電池架台に保管するということを示しており、既工事計画と同様の記載となります。		完了
電気他	3	P.Ⅱ-8-1-4-2関係	電路の独立性、蓄電池(3系統目)の位置的分散について具体的に説明すること。	電路の独立性については、蓄電池(非常用)および蓄電池(重大事故等対処用)と別ルートで敷設する設計としております。 また蓄電池(3系統目)をGTG連屋に設置し、原子炉補助連屋に設置している蓄電池(非常用)および蓄電池(重大事故等対処用)と位置的分散を図っております。	令和2年5月15日提出 資料②-1	完了
耐震	4	P.Ⅱ-8-1-4-31ほか	基本設計方針のうち、設備分類等についてGTG工事計画と本申請の両方に変更申請している理由を説明すること。	申請当初はGTG工事計画と本申請の両方が変更となることから、設備分類についてはご指摘の記載としておりました。 今回GTG工事計画が認可されましたので、本申請の設備分類については変更前のものにGTG設備を記載し、適正化することとします。		完了
電気他	5	P.Ⅱ-8-1-5-8ほか	品質管理に係る体制について、原子燃料部長等が変更になっているが、これらの箇所がGTG工認申請と異なっている理由を説明すること。	○本内容は、GTG工認申請と同様の内容となっております。 なお、現在の品証本文の内容は、設置許可本文11号に記載されるため、次の補正(設工認)では、記載が全体的に変更となります。		完了
電気他	6	資料3-1	「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」1.の2行目の条文を9条、第54条(第2項第1号及び第3項を除く。)で良いのか確認すること。	所内常設直流電源設備(3系統目)は常設重大事故等対処設備であり、重大事故等対処設備への電力供給が本来の用途であることから、第54条第1項第4号及び第3項は対象外となります。このため、次回補正にて記載の適正化を図ります。また、第9条への適合性について、所内常設直流電源設備(3系統目)は保安区域の設定対象ではないことから、再稼働工認(原規規発第1603231号にて認可)に基づく設計となります。	令和2年5月15日提出 資料②-2	完了

分類	No.	資料	ご確認事項	変更事項／補足説明事項	資料番号	完了
電気他	8	補足(BAT-001 P8)	地盤は適用条文なのか(審査対象条文ではないが)	所内常設直流電源設備(3系統目)は、技術基準規則第49条の地盤の安定性を認可されたGTG建屋、ダクト及び原子炉補助建屋内に設置することから、本条文は適用条文と考えております。 ただし、所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に伴う、建屋および地盤改良はないことから、審査対象条文ではありません。		完了
電気他	9	P.Ⅱ-8-1-4-22、 P.Ⅱ-8-1-4-32 関係	蓄電池(3系統目)及び蓄電池(3系統目)切替盤は常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に分類されているにもかかわらず、耐震重要度分類が記載されていない理由を説明すること。	蓄電池(3系統目)は重大事故等対処設備であり、設計基準事故対処設備ではないことから、耐震重要度分類はないため記載しておりません。		完了
耐震	10	P.資8-6-23ほか	機能維持の基本方針において記載しているSoの定義はどこに記載してあるのか示すこと。	資8-6-7の第3-1表 荷重の組合せ及び許容限界の(1)機器・配管系のa.記号の説明に以下のとおり定義を追加します。 So:耐震Cクラスの設備に適用される静的地震力	令和2年4月21日提出 資料③	完了
耐震	11	P.資8-9-1-1	主体構造として「制御弁式鉛蓄電池」と記載しているが、構造としてどのようなことを意味しているのかを説明すること。	制御弁式鉛蓄電池とは制御弁を有した構造の鉛蓄電池のことを言います。 蓄電池(3系統目)は制御弁式鉛蓄電池をフレームにて固定し、基礎ボルトで床面に据え付ける構造となっており、これらの構造のうち主体構造となっているものが制御弁式鉛蓄電池であることを記載しています。		完了
			耐震計算書に記載している主体構造について「制御弁式鉛蓄電池」を「鉛蓄電池」とすること。	拝承。 「蓄電池(3系統目)の耐震計算書」及び「特に高い信頼性を有する蓄電池(3系統目)の耐震計算書」の記載を修正します。	令和2年5月15日提出 資料③	完了
耐震	12	P.資8-9-1-3	「耐震評価箇所については、第2-1表の説明図に示す」としているが、同表には評価箇所が示されていないのではないか。	耐震評価箇所は資8-9-1-3の3項に記載のとおりフレーム及び基礎ボルトであり、これらが蓄電池(3系統目)の構造上どこにあるのかを第2-1表の説明図に示しています。		完了
			第2-1表に耐震評価箇所がわかるよう記載すること。	拝承。 他の耐震計算書も含め、説明図中に耐震評価箇所を明示します。	令和2年5月15日提出 資料③	完了
耐震	13	P.資8-9-1-6	許容応力状態ⅤaSの許容限界としてⅣaSの許容限界を用いることが可能である理由を説明すること。	SA施設の耐震設計として、設置許可基準規則では、「基準地震動による地震力に対して、重大事故に(至るおそれがある事故に)対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること」とされており、許容限界の設定に際しては、DB施設の機能維持設計の解釈である第4条第3項に係る別記2の規定に準じています。 具体的な許容限界の設定は、別記2によれば、機能維持設計の要求として、「荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。」とされており、DB施設では、許容応力状態ⅣaSの許容限界を適用しています。許容応力状態ⅤaSは、SAに対処するために必要な機能が損なわれない許容限界であり、機能維持設計の許容限界として適用実績のある許容応力状態ⅣaSと同じ許容限界を適用することとしています。 本内容は再稼働時の申請において審査いただき、了承いただいています。(審査書P271)	令和2年4月21日提出 資料③	完了
			4月21日のヒアで説明した内容を補足説明資料として提出すること。	拝承。 補足説明資料「重大事故等対処施設の許容限界について」として提出いたします。	令和2年5月15日提出 資料③	完了

分類	No.	資料	ご確認事項	変更事項／補足説明事項	資料番号	完了
耐震	14	P.資8-9-2-4	切替盤固有振動数の計算について、「機器の質量が均等に付加されていること」「機器質量が機器重心位置に付加される」と仮定することが妥当である根拠を説明すること。(内部機器の配置、接続されるケーブルの影響等を含む)	蓄電池(3系統目)切換盤の質量の大部分は、盤を構成する鋼材が占めており(全質量の93.3%)。この鋼材は盤全体にほぼ均等に配置していることから、耐震評価においては、機器の質量が均等に付加されているものとして計算をしています。計算に際し、機器質量を機器重心位置に付加しておりますが、これは、JEAQ4801-1987のP482「質点系モデルの場合の質点の位置は、系の細分割した各要素の重心とすることを基本とし、物理的に集中質量がある場合(配管系のポンプ等)はその点とする。」の記載に基づき、設定しているものです。本記載の考え方として、設備は大きさを持った構造ですが、簡単かつ安全側のために、設備の大きさは考慮せず、重心位置に全質量があるとして評価を行うことで、実際に設備の大きさを考慮して断面2次モーメントを計算する場合に比べ、十分に保守的な評価となるよう配慮しているものです。今回の蓄電池(3系統目)切換盤は、構造が単純であり、1質点系でモデル化しているため、要素が1つしかないこと、前述のとおり鋼材が盤全体にほぼ均等に配置されていることから、盤の全質量を重心に付加するモデルとしています。耐震評価に1質点系モデルを用いている例として、容器やポンプ等がありますが、蓄電池(3系統目)切換盤と同様に機器質量を機器重心位置に付加しています。	令和2年4月21日提出 資料③	完了
			4月21日のヒアで説明した内容を補足説明資料として提出すること。	拝承。 補足説明資料「蓄電池(3系統目)切換盤の固有振動数計算モデルについて」として提出いたします。	令和2年5月15日提出 資料③	完了
耐震	15	P.資8-9-2-16	過去の加振試験で得られている結果として決定している機能確認加振度が、評価基準として十分であることを説明すること。	機能確認加振度の設定方法について、「過去の加振試験で得られている結果を用いる」と記載しておりますが、実際には、蓄電池(3系統目)切換盤の設計に際し、加振試験を実施し、その結果に基づいて工認を作成しております。工認作成の段階では、加振試験が「過去」であったため、このような記載をしていましたが、不適切な表現であるため、他の耐震計算書に合わせて、以下のように修文致します。 「蓄電池(3系統目)切換盤の評価用加振度が機能確認加振度以下であることを確認する。機能確認加振度には、器具本体の正弦波加振試験(ビート試験)において、電気的機能の健全性を確認した加振波の最大加振度を適用する。」	令和2年4月21日提出 資料③	完了
電気他	16	P.資9-1-2/E	JASME PPD-3411を適用基準・適用規格として記載していない理由を説明すること。	JSME PPD-3411は「JSME S NO1-2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」の一部となります。 資料9のp.資9-1-1にて具体的な強度計算の方法はGTG工認を参照しており、GTG工認資料18のp.資18-1-1-2に当該規格による評価を実施する旨を記載しております。 また、火災防護設備の適用基準及び適用規格(p.Ⅱ-8-4-3-16)に上記規格を記載しております。		完了
火災	17	P.Ⅱ-8-4-3-1ほか	火災防護設備の基本設計方針については、「火災区域及び火災区域に対して、火災防護対策を講じる。」としているが、「火災区域又は火災区域」としている場合や、「a.火災の発生防止対策」のように「火災区域」についての記述しかない場合があるが、どのように分類して対策することとしているのかを説明すること。	対象が「火災区域又は火災区域」「火災区域」と異なっているのは、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の文章を引用しているため、現在の記載となっています。具体的な対策を実施する箇所については、No.20等でご指摘いただいたとおり不明確となっている箇所があるため、記載を修正いたします。		完了
火災	18	P.Ⅱ-8-4-3-6	火災感知設備のうち火災受信機盤及び光ファイバ温度監視盤は、中央制御室及び緊急時制御室において常時監視できる設計とされているが、具体的なすみ分けはどのようにしているのかを説明すること。また、当該記述と第三電源設備との関係を説明すること。	設置変更許可まとめ資料41-2-41(資料④)に火災感知設備のシステム構成について図等で説明した資料があるため、この図等を抜粋して工認の補足説明資料に追加します。	令和2年4月21日提出 資料④	完了
火災	19	P.Ⅱ-8-4-3-9	消火設備の故障警報を「中央制御室又は緊急時制御室に発する設計とする」と変更しているが、具体的にどのように分類するのかを説明すること。また、当該記述と第三電源設備との関係を説明すること。	消火設備の故障警報についても、火災感知設備の監視設計と同じ設計となるため、No.18と同じように設置変更許可まとめ資料41-2-41(資料④)の図等を抜粋して工認の補足説明資料に追加します。	令和2年4月21日提出 資料④	完了

分類	No.	資料	ご確認事項	変更事項／補足説明事項	資料番号	完了
火災	20	P.資4-7	「火災区域、区画」の書き分け。 ・「水素等を内包する設備がある火災区域の換気」は、火災区画でないのか。	火災区画のことであるため、「水素等を内包する設備がある火災区画の換気」と記載を見直します。		完了
火災	21	P.資4-8	所内常設直流電源設備(3系統目)と蓄電池(3系統目)の記載の違いを説明すること。	系統全体を説明する場合は、所内常設直流電源設備(3系統目)とし、蓄電池単体を指す場合は、蓄電池(3系統目)としております。		完了
火災	22	P.Ⅱ-8-4-3-6	「火災感知設備のうち火災受信機盤及び光ファイバ温度監視盤」の温度監視盤について、説明すること。	本工事では新設する火災感知器があるため、添付資料にて新設する火災感知設備(火災受信機盤)について説明しています。光ファイバ温度監視盤については新設がなく、既設設備を使うのみであり、既工事計画にて説明し適合性が確認できていることから、添付資料での説明は不要としています。		完了
火災	24	P.資4-2	本認可申請において火災防護設備の基本設計方針が変更されているにもかかわらず、2.2火災の感知及び消火において、「基本設計方針に変更はなく」としている理由を説明すること。	ご指摘のとおり、基本設計方針が変更となっているため、「既工事計画及び特重工事計画にて示す火災受信機盤を使用することから基本設計方針に変更はなく、」の記載を削除します。		完了
火災	26	P.資4-3ほか	3.2において火災区画を設定することとしているが、第三電源設備が設置されるエリアは既工事計画等で火災区域には設定しているものの、火災区画を設定していないのではないのか。	GTG工認にて、火災区画を設定しております。		完了
火災	27	P.資4-8	油内包機器の配置上の考慮として耐火壁の設置を示しているが、具体的な耐火壁の配置を説明すること。	火災区画を構成する箇所が耐火壁となり、火災区画はGTG工認の添付図面で場所を示しております。		完了
火災	28	P.資4-6～資4-8	水素等を内包する設備に対する火災の発生防止対策の説明は全て火災区域を対象としている(発火源への対策のみは火災区画を対象)が、区域全般にわたって記述している対策を行うという理解でよいのか。	ご指摘のとおり対象は該当する火災区画のみのため記載を修正します。		完了
火災	29	P.資4-8	電気室の目的外使用の禁止については、電源供給に火災影響を与えない資機材等の保管は行うということを意味しているのか。	本資料は火災防護に特記した記載のみをしており、電源供給に火災影響を与えない資機材の保管を禁止しておりますが、その他の悪影響防止に係る設計は資料3のp.資3-6に記載しています。		完了
火災	30	P.資4-9～資4-10	蓄電池(3系統目)を構成する蓄電池本体も不燃性材料及び難燃性材料でないものを使用すると推測されるが、それに係る説明はどこに記載してあるのか示すこと。	蓄電池本体について「不燃材料及び難燃性材料でないものの使用」の説明を追加します。		完了
火災	31	資4-10	蓄電池の電槽の考え方は、第3電源と同じか、同じであれば、追記すること。	蓄電池の電槽についても、「不燃材料及び難燃性材料でないものの使用」に関する考え方は同じであるため、説明を追加します。		完了
火災	32	P.資4-10	4.3において「津波(高潮含む。）」からの防護を行う」としているが、具体的な対策はどこに記載してあるのか示すこと。	津波(高潮含む。))に対する設計は資料3のp.資3-2にて、新規制工認及びGTG工認に基づき実施することを示しております。 伊方発電所敷地高さはEL.10mであり、基準津波(基準津波による最高水位T.P.+8.12m)に対して影響を受けることはありません。		完了
火災	33	P.資4-10	4.3において「地滑り及び洪水については、発電用原子炉施設の地形を考慮すると、火災が発生するおそれはない」としているが、火災が発生するおそれがない具体的な説明をすること。(そもそも日本語としておかしい)	GTGの設置許可時点の審査において、伊方発電所敷地周辺の地形、ダム等の配置より地滑り及び洪水により火災が発生しないことを説明しております。 一方、分かりにくい文書となっているため、「伊方発電所敷地周辺の地形、敷地内の渠流、ダム等の配置を考慮すると、発電用原子炉施設が地滑り及び洪水の影響を受けることはなく、地滑り及び洪水により火災が発生するおそれはない。」等、記載の適正化を図ります。	令和2年4月21日提出 資料②-4	完了

分類	No.	資料	ご確認事項	変更事項／補足説明事項	資料番号	完了
火災	34	P.資4-11	耐震設計とすることと火災の発生防止の関係を説明すること。	当該設計は実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準2.1.3(2)項の要求に基づくものです。 転倒等による地震起因の火災が発生しないよう、必要な耐震性を確保する設計としております。		完了
火災	35	P.資4-12	表4-11に火災区画名称を「第3蓄電池室」としているが、どこで設定しているのか説明すること。	GTG工認の火災区画構造物の名称として設定しています。		完了
火災	36	P.資4-15	既工認計画によれば、蓄電池(3系統目)切替盤を設置する火災区域には光ファイバ温度監視装置が設置されているが、本認可申請では説明していない。第三電源設備との関係を説明すること。また、設置されている場合、IEEE Std 1202-1991垂直トレイ燃焼試験も適用基準・適用規格とすべきではないか。	「5.火災の感知及び消火」にて既工事計画分は適切な呼び込みをしており、妥当性を確認しております。本資料は新設した設備の適合性を説明するため、現状の記載のままとします。		完了
火災	37	P.資4-15	火災感知器の設計について既工事計画については添付資料7としているが、引用すべきなのは添付資料5ではないか。	既工事計画は新規制工認の添付資料7を示しているため現状の記載のままとします。		完了
火災	38	P.資4-15	GTG工事計画の添付資料5によれば、「水系が発生する可能性のある建屋内の火災感知器は(中略)非アナログ式の防爆型又は非アナログ式の接点構造を持たないものとする」としているが、GTG建屋全体の火災感知器は防爆型という理解でよいのか。	GTG工認の資料5 第5-1表で設置エリアごとに感知器の種類を示しており、資料5-2.1においても項名称で対象区画を分けて記載しております。		完了
火災	39	空調系統概略図	第3蓄電池室はケーブルスペースから給気されるとしているが、その接続構造について説明すること。	ケーブルスペースと第3蓄電池室の境界壁を貫通するように空調ダクトを設けて、給気する設計としております。	令和2年5月15日提出 資料②-5	完了
火災	40		火災感知・消火に係る説明について、GTGと第三電源を分割して申請しており、GTG建屋で第三電源設備のみが配置されるエリアの消火設備についても、GTG工事計画のみで説明することが適当なのか。感知及び消火の項目ごとに、整理すること。	令和2年1月14日の審査会合において、資料番号②-1「審査会合における指摘事項の回答」にてGTG工認と第3直流の工認における設計方針を明確にし、各々の工認で確認される技術基準を整理しております(資料5)。第3直流工認についても本整理に従い、資料の修正等を実施します。	令和2年4月21日提出 資料⑤	完了
電気他	41		「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」がない。 ・悪影響防止で、第3バッテリーとGTGの区画の耐火壁及び耐火扉の記載を追記。	初回申請時に資料3(健全性に関する説明書)を添付して申請しておりますが、補正時には変更がなかったため、添付しておりません。 悪影響防止については、資料3にて、悪影響防止を含めた火災防護に関する設計を資料4(火災防護に関する説明書)に基づき実施する旨を記載しております。また、資料4のp.資4-6の4.1(1)①(a)項にて油内包機器の配置上の考慮を説明しております。		完了
溢水	42		溢水防護に係る資料には溢水防護区画の図面が記載されているが、火災防護に係る資料に火災防護区域・火災防護区画の図面が添付されていない理由を説明すること。	溢水防護区画は、防護すべき設備に対して設定するため、第3直流工認にて溢水防護区画を設定しており、添付資料に記載しております。一方、GTGの火災防護を行うにあたり、火災区画はGTG工認にて設定済であるため、資料4ではGTG工認を参照し、第3直流工認には火災区域(区画)図は添付しておりません。		完了
電気他	43	P.Ⅱ-8-1-4-63	5.1.5環境条件等(4)周辺機器等からの悪影響のうち火災防護に係る説明は、具体的にどの部分になるのかを説明すること。	火災防護に関する設計については、火災防護設備の設計に基づき実施します。設定した火災区域(区画)に対して、火災発生防止、火災の感知及び消火に係る設計を行うことにより、火災に関して周辺機器等からの悪影響防止を行います。		コメント対応中 No. 66に関連コメント
溢水	44	P.資5-1-1	「被水及び蒸気の影響については(中略)没水の影響評価のみ実施する」の意味について説明すること。(何を説明しているのか不明)	本設計は、新規制工認にて認可を受けた基本設計方針(p.Ⅱ-8-1-4-53)に基づくものです。 技術基準規則第54条にて、常設重大事故防止設備に対して、溢水等の共通要因故障防止に係る要求があり、蓄電池(3系統目)はDB設備と位置的分散を図っております。また、更なる安全性の向上の観点より、没水により重大事故等に対処する機能を喪失しないよう、没水影響評価を実施しております。		コメント対応中 No. 67に関連コメント
溢水	45	P.資5-1-2	溢水源及び溢水量の設定、溢水防護区画及び溢水経路の設定について既工事計画を引用しているが、蓄電池(3系統目)はGTG建屋に設置されるため、そちらに関する説明も必要ではないか。また、既工事計画の添付資料8-1を引用しているが、添付資料8ではないか。	溢水源及び溢水量の設定、溢水防護区画及び溢水経路の設定について、資料5-1では設定の設計(考え方)を説明しておりますので、既工事計画のみを参照しております。また、資料5-3では溢水源及び溢水量として既工事計画およびGTG工認を参照しております。 一方で、資料間で不整合となっているように見受けられるため、資料5-11にGTG工認を参照する旨を追加し、記載の適正化を図ります。 なお、既工事計画では、溢水防護に関する説明書は資料8となります。	令和2年5月15日提出 資料②-6	完了

分類	No.	資料	ご確認事項	変更事項／補足説明事項	資料番号	完了
溢水	48	P.資5-4-1	溢水評価については全て既工事計画を基準としているが、当時はGTG建屋を考慮していない。既工事計画のみの引用で十分である理由を説明すること。	溢水影響評価においては、浸水防護施設および浸水防護に関する施設（以下「浸水防護施設等」という。）による伝播防止機能を考慮して評価しております。GTG建屋内には浸水防護施設等は設置していませんが、原子炉補助建屋内の溢水影響評価では、浸水防護施設等を考慮することから既工事計画を参照しております。		完了
電気他	48		準用番号の確認。準用すべき条文中可否を網羅的に説明させる。 ・第6条が該当しない理由。（電路あり） ・第20条は第3電源に固有の話ではない。	第6条は対象条文となりますので、ご指摘を踏まえ修正します。 また、第20条については、伊方発電所には敷地内にフェンスを設けており、既工事計画、GTG工認と同様の整理です。		完了
電気他	49	資料1	設置許可との整合性において、第3電源との関係で、記載ぶり説明をすること。 （アンダーラインの種類が異なっている場合の使い分けの基準、第3電源とは関係が見いだせない消火用水の説明など）	所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に際し、設置変更許可申請にて新たに更新した箇所に対する整合性を説明しております。 火災防護に係る消火用水等については、本工事計画において変更はありませんが、設置変更許可本文の記載事項の変更を行ったため、設置変更許可との整合性の観点より記載しております。 また、実線、破線の区別については、文意が同じであれば実線、設置変更許可申請書と比べて具体的な記載等となっている場合は破線としております。 なお、設置変更許可にて変更がない箇所については、基本設計方針との整合性を新規制工認等で説明済であるため、資料1には記載していません。		完了
電気他	50	資料1	格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁、静的触媒式水素再結合装置及びイグナイタ作動温度計測装置への電気供給についての設置許可との整合性を説明すること。	設置変更許可本文の記載事項に変更はありませんので、資料1では整合性は作成していません。		完了
電気他	51	資料2	蓄電池（3系統目）負荷切離しに係る経過時間はどの時点が0となるのか説明すること。	全交流動力電源喪失時が起点となります。	令和2年5月15日提出 資料②-7	完了
電気他	52	資料2	蓄電池の必要容量計算において、ケーブル長による電圧降下についてどのように考慮しているのかを説明すること。	資料②-8にて電圧降下に対する考慮を説明します。	令和2年5月15日提出 資料②-8	完了
電気他	53	資料2別添1	蓄電池（3系統目）切替盤の電圧は125Vとしているが、蓄電池（3系統目）の電圧（138V）との関係を説明すること。	蓄電池（3系統目）切替盤の電圧は蓄電池（3系統目）の給電先である直流コントロールセンタの定格電圧としております。 また、蓄電池（3系統目）のセル数は、放電終止時において、電圧降下を考慮しても負荷の許容電圧を満足できるように決定しております。この結果、蓄電池の個数を62セルとして計画しております。 蓄電池（3系統目）の電圧は定格値としており、 $2.23V/セル \times 62セル = 138V$ となります。		完了
電気他	54	資料2別添1	蓄電池（3系統目）切替盤の負荷の最大値が1～30分の約277Aとしているが、資料2によれば0～10秒の約479Aが最大値となっている。最大値を約277Aとする理由について説明すること。	電路は、電流によって発生する熱による温度上昇が、電路の耐熱を上回らないように設計されており、連続的に流れても問題ない電流値を「定格電流」とし、工認においては定格電流を「容量」として記載しております。 このため、本評価にて使用する電流値は、通電時間が数秒である479Aではなく、連続的な電流のうち最大値である277Aを選択しております。		完了
電気他	55	資料2別添1	必要な個数を1個とする根拠を説明すること。（1個とする根拠についての説明がどの部分か不明）	常設重大事故等対処設備には多重性の要求はないため、必要個数は1となります。		完了
電気他	56	資料6-1 P.資6-1-5	基本設計方針の品質保証の実施に係る組織及びその職務として記載されていた「原子力発電安全委員会」と「原子力保安研修所長」が記載されていない理由を説明すること。	「原子力発電安全委員会」については、追記致します。 本文は、保安規定3条と整合させるため、全体組織を記載しておりますが、添付資料においては、「設計管理」を実施することない「原子力保安研修所」は、記載していません。		完了

分類	No.	資料	ご確認事項	変更事項／補足説明事項	資料番号	完了
電気他	57	資料7	電気構成図では静的触媒式水素再結合装置とイグナイタ作動温度計測装置は点線で結ばれており実線で結ばれていない。当該図の表現からすると点線は信号の経路のみを示しており、両機器の電源系統構成を示していないのではないかと。	イグナイタ作動温度計測装置および静的触媒式水素再結合装置作動温度計測装置の検出部には熱電対を使用しているため、電源は不要です。イグナイタおよび静的触媒式水素再結合装置の温度表示は、検出部のアナログ値を重大事故対処設備制御盤-2にて演算処理し、重大事故対処設備制御盤にて表示する設計としております。 一方、第2-1図には電源系統以外の情報も含めておりますので、ご指摘を踏まえ、第2-1図のタイトルを系統構成図とし、凡例を追加します。	令和2年5月15日提出 資料②-9 令和2年6月3日提出 資料②-1	完了
電気他	58	資料7	基本設計方針によれば、格納容器ガスサンプリグライン空気作動弁も水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備として蓄電池(3系統目)からも給電できるとしているが、そのことについての説明はどこに記載してあるのか。	ご指摘を踏まえ、記載の適正化を図ります。	令和2年5月15日提出 資料②-10 令和2年6月3日提出 資料②-2	完了
電気他	59	添付図面	目次に第2-2図の補足が抜けているのではないかと。	ご指摘を踏まえ、記載の適正化を図ります。		完了
電気他	60	添付図面	単線結線図にガスサンプリグライン空気作動弁、静的触媒式水素再結合装置及びイグナイタ作動温度計測装置への電源供給ラインが記載されていないのではないかと。	ご指摘を踏まえ、記載の適正化を図ります。	令和2年5月15日提出 資料②-10 令和2年6月3日提出 資料②-2	完了
電気他	61	添付図面	蓄電池(3系統目)切替盤に係る図面が添付されていない理由を説明すること。	蓄電池(3系統目)切替盤は別表の記載要求のある設備ではなく、構造図は添付していません。一方で、配電系統の一部であることから、基本設計方針の記載事項を補足するため、単線結線図に示しております。		完了
火災	63	資料4	光ファイバ温度監視装置について、既設の位置及び電路との関係を説明すること。	補足説明資料に、光ファイバ温度監視装置の位置と第3直流電源の電路との位置関係を示します。	令和2年5月15日提出 資料④	完了
電気他	64		蓄電池(3系統目)と既設蓄電池の詳細な電路を示すことにより、電路の独立性を説明すること。	補足説明資料に、第3直流の電路および既設直流電源の電路を示します。蓄電池(3系統目)の電路は蓄電池(非常用)および蓄電池(重大事故等対処用)の電路と別ルートで敷設する設計としております。	令和2年5月15日提出 資料④	完了
電気他	65		GTG建屋とダクト間の電路の配置を詳細に説明すること。	補足説明資料に、GTG建屋とダクト間の電路の配置を示します。	令和2年5月15日提出 資料④	完了
電気他	66		火災による周辺機器からの悪影響について、申請書の記載を整理し、説明すること。	火災防護設備の基本設計方針では、以下のとおり、周辺機器等を含め火災により必要な機能を損なわないよう適切な設計を行うことを記載しております。 「1.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。」 また、ご指摘を踏まえ、資料4に以下の記載を追加し、記載の適正化を図ります。 2. 火災防護の基本方針 (中略) また、火災防護対策を講じることで周辺機器等からの火災による悪影響を防止する設計とする。	資料③	
電気他	67		溢水等における損傷防止の基本方針において、被水及び蒸気の影響について、具体的に説明すること。	重大事故等対処設備は、技術基準規則第54条への適合として溢水に対して、設計基準事故対処設備の安全機能と同時に必要な機能を損なわないように設計する必要があります。 このため、所内常設直流電源設備(3系統目)は、蒸気及び被水の影響に対しては、設計基準事故対処設備との位置的分散により溢水防護を行う設計としております。 また、溢水防護上の配慮が必要な高さは要目表記載事項であることから、没水影響については、その妥当性を示すため、溢水影響評価にて機能喪失高さを評価しております。	資料②-3	
電気他	68		第三電源の電路の断面と他の機器との関係を説明すること。	補足説明資料にて説明します。	資料②-4	